

令和3年1月15日  
総務部行政改革推進課  
電話：043-223-2046

## 令和3年度 組織の見直しについて

新型コロナウイルス感染症や激甚化する自然災害への対応など県政の喫緊の課題に対し、体制の強化を行います。

また、増加する児童虐待に対応する児童相談所の体制強化を着実に進めるとともに、行政のデジタル化など新たな行政課題に的確に対応するため、限られた人的資源を重点的に配置し、効率的な業務執行や効果的な施策展開ができるよう、組織の見直しを行います。

### 組織改正の概要

#### 《新型コロナウイルス感染症への対応》

##### ① 保健所の体制強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、保健所において電話相談や疫学調査等に従事する保健師を増員するなど、新型コロナウイルス感染症に係る対策を迅速かつ的確に遂行することができるよう、体制を整備します。

#### 《自然災害への対応》

##### ② 復旧復興の推進と被災者支援体制の強化

- ・ 令和元年房総半島台風等からの復旧復興に引き続き取り組むとともに、災害初期から復興期に至る被災者支援を一貫して実施できる体制を整備するため、復旧復興担当部長の特命を「復旧復興・被災者支援」に変更し、防災政策課の復旧復興推進室と被災者支援班を統合して「復旧復興・被災者支援室」を新設します。
- ・ 避難所運営等の市町村が取り組む対策への支援を強化するため、防災政策課の地域防災力向上班を「地域防災支援室」に改組します。

##### ③ 一宮川改修事業の推進に向けた体制の強化

- ・ 一宮川流域における河川激甚災害対策特別緊急事業のさらなる推進を図るため、河川整備課に「一宮川流域浸水対策班」を新設します。  
また、一宮川改修事務所に「用地課」を新設するとともに、改修課と復興課を再編し「復興第一課」と「復興第二課」に改組します。

《児童虐待の防止》

④ 児童相談所の体制強化

- ・ 国が示す児童虐待防止対策体制総合強化プランや県の児童虐待防止緊急対策に対応するため、児童相談所の児童福祉司、児童心理司等を増員します。
- ・ 執務室の狭隘化を解消するとともに、より効率的に事務を行うため、市川児童相談所に「船橋支所」を設置(令和3年10月頃予定)するほか、柏児童相談所の調査課を「調査第一課」と「調査第二課」に分割します。

《行政のデジタル化への対応》

⑤ 行政のデジタル化及び業務改革に向けた体制整備

- ・ 国のデジタル庁創設や規制改革に対応し、施策を部局横断的に展開するため、総務部に「デジタル・業務改革担当部長」を新設します。
- ・ 担当部長を補佐し関連施策を企画・実行するため、行政改革推進課に「デジタル・業務改革担当課長」及び「デジタル戦略班」を新設します。
- ・ ICT活用による庁内の業務改革に取り組むため、行政改革推進課のスマート県庁推進室を「スマート県庁推進班」に改組し、情報システム課のICT企画班を「スマート県庁システム班」に改組します。

《事業の的確な遂行に向けた体制整備》

⑥ 保健師等修学資金に係る体制整備

- ・ 保健師等修学資金に係る手続未了者への対応決定の完了に伴い、今後は多額の収入未済の解消に取り組むとともに、修学資金の貸付けから債権管理までを一貫して担うこととするため、医療整備課の保健師等修学資金特別整理室を「保健師等修学資金管理室」に改組します。

⑦ 新たな湾岸道路計画の推進に向けた体制整備

- ・ 新たな湾岸道路に係る計画の具体化に向けて、沿線市や関係機関との調整を図るなど、国に協力していくため、道路計画課に「新湾岸道路促進班」を新設します。

⑧ 県有建物の大規模建設に向けた体制整備

- ・ 令和3年度から本格的に着手する千葉リハビリテーションセンター及び新県立図書館等複合施設の整備を的確に進めるため、営繕課に「大規模建設室」を新設します。

⑨ 県立病院の経営改善に向けた体制整備（病院局）

- ・ 経営状況が悪化している県立病院について、改革プランを策定し、各病院と緊密に連携して、経営改善を強力に推進していくため、病院局経営管理課に「経営戦略担当課長」を新設します。